

住宅都市局建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事实施要領

(目的)

第1条 この要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事等」という。）において、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みである建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を図るため、CCUS試行内容の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- (2) 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- (3) CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- (4) CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- (5) 登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- (6) 登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- (7) 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- (8) 計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、2回以上計測かつ3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- (9) 平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- (10) 平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- (11) 平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- (12) カードリーダー等：CCUSに対応したICカードリーダー、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー又はこれに準ずる装置をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事は、発注者がCCUSを活用出来ないと判断するものを除き、全ての営繕工事等を対象とする。

(対象工事の記録)

第4条 対象工事において、受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無を発注者に口頭で報告し、その内容を工事打合せ記録簿に記録するものとする。

なお、CCUS活用を希望しない受注者には、次条から第8条までの規定は適用しない。

(試行内容)

第5条 受注者は、モデル工事としてそれぞれ次の各号の内容を試行するものとする。ただし、(5)については実工期が半年未満のものを除く。

- (1) 元請事業者の事業者登録を完了すること。
- (2) 1名以上の技能者登録を完了すること。
- (3) 元請事業者が管理者ID(現場管理者)登録を完了すること。
- (4) 現場へカードリーダー等を設置すること。
- (5) 下表の指標ごとの目標基準を達成するよう努めること。

指標	目標基準
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	50%
平均就業履歴蓄積率	30%

- 2 受注者は、CCUSの活用に当たっては、システムの運用主体である一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。
- 3 受注者は、不測の事態等によりCCUSが活用できなくなった場合には、その旨を速やかに発注者に報告するものとする。

(試行内容の達成状況の確認方法)

第6条 発注者は、受注者に対して第5条第1項(1)から(4)までに掲げるモデル工事の試行内容の現場完了時における達成状況について、以下の書類を工事打合せ記録簿に添えて提出させ、確認を行うものとする。

試行内容の達成条件	確認ができる書類の例
(1) 事業者登録	事業者登録完了メールの写し、 就業履歴一覧(月別カレンダー)等
(2) 技能者登録	技能者登録完了メールの写し、 就業履歴一覧(月別カレンダー)等
(3) 管理者ID(現場管理者)登録	現場管理者ID登録完了メールの写し、 現場・契約情報等
(4) カードリーダー等設置	カードリーダー等の設置状況写真

- 2 受注者は、各種登録完了メールについて、ログインID、パスワード、本人確認番号が記載されている場合は、提出時には黒塗りとするものとする。
- 3 工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は、達成条件を満たしているものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して第5条第1項(5)に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め、目標基準の達成状況を確認するものとする。ただし、実工期が半年未満のものを除く。

(工事成績評定への反映)

第7条 受注者が第5条第1項(1)から(4)までに掲げる全ての試行内容を達成した場合は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築工事編)(担当監督員用)における「5. 創意工夫」「VI. その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、第5条第1項（5）に掲げる目標基準を達成した場合は、同評価対象項目において更に1点加点するものとする。ただし、実工期が半年未満のものを除く。

2 条件を満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

（CCUSに係る費用）

第8条 CCUS活用のためのカードリーダー等設置費用、登録費用及び現場利用料（カードタッチ費用）は受注者の負担とする。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。